

2018年4月11日  
企業会計基準委員会

## 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公表

### 公表にあたって

当委員会は、国際会計基準審議会（IASB）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）についてエンドースメント手続を実施し、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）を公表しております。これまで、2016年12月31日までにIASBにより公表された会計基準等のうち、2017年12月31日までに発効するものに加え、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という。）及びこれに関連する改正会計基準等を対象としてエンドースメント手続を実施し、修正国際基準を改正しております。

今般、当委員会では、2014年7月に改正が公表されたIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号（2014年）」という。）における改正点を主な対象としてエンドースメント手続を実施し、2018年4月9日に開催した第382回企業会計基準委員会において、標記の改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「改正修正国際基準」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

改正修正国際基準につきましては、2017年10月31日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討したうえで公表するに至ったものです。

## 公表の経緯

1. 当委員会は、企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月）の記載に基づき、2013年7月に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」を設置し、IASBにより公表された会計基準等に関するエンドースメント手続を実施し、修正国際基準を公表している。
2. 当委員会は、これまでの作業を通じて、IFRS第15号及びこれに関連する改正会計基準並びに2016年12月31日までにIASBにより公表された会計基準等のうち2017年12月31日までに発効する会計基準等のエンドースメント手続を実施し、直近では2017年10月31日に修正国際基準の改正を行っている。
3. 今般、当委員会は、2017年6月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち、IFRS第9号（2014年）における改正点及びその他2018年1月1日以後に発効する会計基準等（ただし、IFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）及びIFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」という。）を除く。）のエンドースメント手続を行った結果として改正修正国際基準を公表した。改正修正国際基準は、修正国際基準の次の改正を行っている。
  - (1) 「修正国際基準の適用」
  - (2) 企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」
  - (3) 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」

## 今回のエンドースメント手続の対象

4. 今回のエンドースメント手続の対象は前項に記載のとおりであり、具体的に対象とした会計基準等は次のとおりである。
  - (1) IFRS第9号（2014年）における改正点
  - (2) 2017年6月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち、上記(1)、IFRS第16号及びIFRS第17号を除く、2018年1月1日以後に発効する会計基準等（以下「その他の会計基準等」という。）すなわち、
    - 「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」（IFRS第10号及びIAS第28号の修正）（2014年9月公表）及び「IFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日」（2015年12月公表）
    - 「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」（IFRS第2号の修正）（2016年6月公表）
    - 「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」（IFRS第4号の修正）（2016年9月公表）
    - 「IFRS基準の年次改善 2014-2016年サイクル」によるIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」及びIAS第28号「関連会社又は共同支配企業に対する投資」の修正（2016年12月公表）

IFRIC 解釈指針第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」(2016 年 12 月公表)  
「投資不動産の振替」(IAS 第 40 号の修正)(2016 年 12 月公表)  
IFRIC 解釈指針第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」(2017 年 6 月公表)

## エンドースメント手続の概要

5. エンドースメント手続は IASB により公表された会計基準等について、我が国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等について「削除又は修正」し、金融庁において指定する仕組みである。
6. 第 4 項に記載した会計基準等についてエンドースメント手続を実施するにあたり、これまでのエンドースメント手続と同様に、修正国際基準が任意適用であることを前提としたうえで、IASB により公表された会計基準等をエンドースメントする際の判断基準として、公益及び投資者保護の観点から、次の点を勘案することとした。
  - 会計基準に係る基本的な考え方
  - 実務上の困難さ(作成コストが便益に見合わない等)
  - 周辺制度との関連(各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか)
7. また、次の理由から、これまでのエンドースメント手続と同様に、IASB により公表された会計基準等のエンドースメント手続を実施するうえでは、「削除又は修正」を必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することとした。
  - IFRS は所定のデュー・プロセスを経て開発及び公表されたものであり、また、当委員会及び我が国の市場関係者も関与して開発されていること
  - 多くの「削除又は修正」が行われた場合、市場関係者に修正国際基準が IFRS から派生したものとして受け止められない可能性があること
  - 各国又は地域におけるエンドースメント手続の状況をみると、IASB により公表された会計基準等について、「削除又は修正」を行っている国又は地域は限られており、「削除又は修正」を行っている場合においても、必要最小限にとどめていること
  - IASB により公表された会計基準等との比較可能性に配慮すること
  - 少数の項目に絞ることによって、我が国の考え方をより強く表明することができると考えられること

## エンドースメント手続における検討

### IFRS 第 9 号 (2014 年) における改正点について

#### (IFRS 第 9 号 (2014 年) における改正点に係る検討の対象及び検討の概要)

8. IFRS 第 9 号 (2014 年) は、これまでにエンドースメント手続が行われている IFRS 第 9 号を次の点で改正しており、これらが今回の検討対象となる。
  - (1) 分類及び測定に関する限定的修正
  - (2) 減損
9. 当委員会は、前項の改正点の検討にあたり、次の周辺状況等を確認した。
  - (1) 欧州連合 (EU) におけるエンドースメントの状況 (欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) による欧州委員会 (EC) へのエンドースメント・アドバイス等)
  - (2) 減損の要求事項に関連するバーゼル銀行監督委員会が公表した次の取扱い  
「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」(2015 年 12 月公表)<sup>1</sup>  
ディスカッション・ペーパー「自己資本規制上の引当金の取扱い」(2016 年 10 月公表)<sup>2</sup>  
最終規則文書「自己資本規制上の引当金の取扱い - 当面の措置及び経過措置」  
(2017 年 3 月公表)<sup>3</sup>
  - (3) 欧州銀行監督機構 (EBA) が公表した IFRS 第 9 号 (2014 年) の欧州の銀行における影響度の調査<sup>4</sup>
  - (4) IFRS 第 9 号 (2014 年) の開発時に我が国から行った意見発信のフォローアップ
10. そのうえで、当委員会は、第 8 項に記載の項目について、第 6 項の観点から次のとおり検討を行った。その結果、IFRS 第 9 号 (2014 年) における改正点について、「削除又は修正」を行わないこととした。

#### (「削除又は修正」の検討：分類及び測定に関する限定的修正)

11. 分類及び測定に関する限定的修正においては、負債性金融商品を保有する事業モデルの目的を反映し、企業が回収と売却を目的とする場合、その他の包括利益を通じた公正価値 (FVOCI) に区分する要求事項が新たに設けられている。また、それ以外に、金融資産について償却原価又は FVOCI による測定が適格となる「元本及び元本残高に対する利息の支払のみ」(SPPI) の要件の明確化が行われている。
12. 前項のうち、負債性金融商品の FVOCI の区分については、金融商品の多様な運用の

<sup>1</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses,” December 2015.

<sup>2</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Regulatory treatment of accounting provisions,” Consultative document, October 2016.

<sup>3</sup> Basel Committee on Banking Supervision, “Regulatory treatment of accounting provisions – interim approach and transitional arrangements,” Standards, March 2017.

<sup>4</sup> European Banking Authority, “EBA report on results from the second EBA impact assessment of IFRS 9,” July 2017.

実態を考慮した表示につながり、財務諸表の有用性を向上させる改正と考えられたことに加え、当該項目は認識を中止する際に過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累積額を純損益にリサイクリング処理することとされており、純損益の総合的な業績指標としての有用性に影響を及ぼさないと考えられた。このため、当該改正について、第 6 項の観点から特段の問題はないものとして「削除又は修正」は必要ないものと判断した。

13. また、第 11 項のうち、改正点の SPPI 要件の明確化は、当該要件の考え方を大きく変更するものではないと考えられた。このため、IFRS 第 9 号(2014 年)公表前の IFRS 第 9 号(2013 年)についてエンドースメント手続が既に行われていることを踏まえれば、当該改正点に関しても第 6 項の観点から「削除又は修正」は必要ないものと判断した。

#### (「削除又は修正」の検討：減損)

14. 減損に係る改正では、減損の客観的証拠が生じた場合に減損を認識する発生損失モデルが、将来予測的な情報を反映して減損の認識及び測定を行う予想信用損失モデルに変更されており、当委員会は、当該要求事項に係る「削除又は修正」の可否の検討を、主に第 6 項の会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点から、次のとおり行った。

#### 会計基準に係る基本的な考え方

15. 減損に係る改正は、予想信用損失モデルとして、個々の条項が相互に関連する 1 つのモデルを新たに導入したものであることから、当該モデルの目的と特徴の両面から、全体として評価を行った。
16. まず、予想信用損失モデルは、金融危機時に生じた IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の発生損失モデルにおける信用損失の認識の遅れという問題に対応して開発されており、将来の経済状況の予測を反映することでより早期に見込まれる減損の認識を行うことを目的としていると考えられる。当該目的に関して、IFRS 第 9 号は将来予測的な情報の全面的な反映を求めているが、これは、信用損失を適時・適切に認識し測定するために、関連性のある情報を広範に反映する趣旨と考えられ、当該目的について特段の論点はないものと考えられる。
17. また、予想信用損失モデルには、金融商品の当初認識以降の信用リスクの著しい増大の有無により認識する予想信用損失を全期間分とするか否かを区分するアプローチ(いわゆる「相対的なアプローチ」)を採用しているという特徴がある。

この相対的なアプローチは、企業が金融商品の金利等の条件を決定する際に、利回りの一部に当初の予想信用損失を考慮していること、また、当該条件がその後の期間における予想信用損失の変動について調整されないことを踏まえ、当初認識後に信用リスクが著しく増大した金融商品について、全期間の予想信用損失を測定するものとして区分することを趣旨としたものである。

当該アプローチは、日本基準における債務者の評価時点の財政状態及び経営成績等に応じて債権を区分する方法（いわゆる「絶対的なアプローチ」）とは異なるアプローチであり、同一債務者に対する債権について、債務者のキャッシュ・フローの源泉が同じでも組成時期によって引当水準が異なる可能性がある。この点については、組成時期の違いによる信用リスクの違いが金利等の条件に反映されていることを踏まえると、予想信用損失を全期間について測定するか否かを、当初認識以降の信用リスクの変動に基づき判断するアプローチにも一定の合理性があるものと判断されることから、「削除又は修正」は必要ないものと判断した。

#### 実務上の困難さ

18. 予想信用損失モデルは、第 16 項の将来の予測を考慮する目的で、将来予測的な情報の反映として、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測について、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を当該予想信用損失の見積りに反映することを要求している。

また、第 17 項の相対的なアプローチでは、全期間の予想信用損失を測定する金融商品と 12 か月の予想信用損失を測定するものに区分するにあたり、前述のとおり、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を判定することを要求している。
19. 前項の 2 点については、我が国における現行の実務と必ずしも整合しないことから、IFRS 第 9 号（2014 年）の開発時に我が国から行った意見発信などにおいて、実務上の困難さの観点で懸念を表明していることを第 9 項(4)の確認等を通じて確かめている。このため、当委員会は当該 2 点に関して、金融機関における実務も踏まえて検討を行った。
20. このうち将来予測的な情報の反映に関しては、我が国における現行実務との相違により、新たに織り込む必要がある情報の取得や維持管理において追加コストの発生が見込まれるため、実務上の困難さが聞かれている。この点、我が国の一部の銀行を対象に対応の可能性を調査したが、使用する指標、データ整備、情報の反映手法等について継続して検討されている状況にあった。
21. また、相対的なアプローチに関しては、現行実務における信用リスク管理方法と必ずしも整合しないことから、例えば、「著しい増大」の判定基準や閾値の設定、債権ごとの管理が必要となることに伴うデータ整備について、実務上の困難さが聞かれている。この点、我が国の一部の銀行を対象に対応の可能性を調査したが、当該アプローチの適用の準備段階又は研究段階であり今後も継続して対応が検討されている状況にあった。
22. 第 20 項及び第 21 項に記載のとおり、実務における対応が継続して検討されている状況であり、現時点で実務上の困難さの評価を行うことは容易でない側面があるものの、いずれの課題に対しても欧州その他の地域では深刻な懸念は聞かれておらず、また、IASB における議論でも基準の見直しにつながる検討は行われていない。その中で、修正国際基準におけるエンドースメント手続としては、実務上の困難さの観点からな

お受け入れ難いとするほどの我が国特有の事情も見出されないことから、「削除又は修正」するまでには至らないと判断した。

### **その他の会計基準等について**

23. 当委員会は、その他の会計基準等（第4項(2)参照）について、既にエンドースメントされた会計基準等や対応する日本基準での取扱いとの比較を行い、第6項及び第7項の判断基準に照らして、「削除又は修正」の要否を検討した。
24. 検討の結果、その他の会計基準等は、主に、当面の経過措置を定めるものや要求事項の明確化を行うものであり、第6項の観点から、「削除又は修正」は必要ないものと判断した。

## **修正国際基準の改正**

### **「修正国際基準の適用」の改正**

25. 前項までの検討結果を踏まえて、改正修正国際基準では、「修正国際基準の適用」の「別紙1 当委員会が採択したIASBにより公表された会計基準等」及び「別紙2 企業会計基準委員会による修正会計基準」を改正している。

### **「企業会計基準委員会による修正会計基準」の改正**

26. 前述のとおり、今回のエンドースメント手続において「削除又は修正」を行っていないが、企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」及び企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」について、主にIFRS第9号(2014年)における改正点を反映するように文言を修正している。

### **適用時期**

27. 「修正国際基準の適用」は、これまでと同様に、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することとしている。

以 上